

交運労協 FAX ニュース NO. 9

港区芝浦3-2-22 田町交通ビル3階 発行日 2020年4月14日

TEL:03-3769-6571 FAX:03-3769-6570

発行人 高松 伸幸

地域公共交通活性化・再生法改正法案

衆議院国土交通委員会で可決！

財源および人材の確保等を求める附帯決議を採択！

4月14日、「地域公共交通活性化・再生法改正法案」が衆議院国土交通委員会で可決された。併せて、9項目からなる附帯決議の趣旨説明を交運労協政策推進議員懇談会(議員懇)の矢上雅義議員が行い、採択された(別紙参照)。

同附帯決議では、一項で「国及び地方公共団体は、持続可能な地域公共交通の確保及び維持のために安定的な財源の確保を図ること」、二項で「公共交通に従事する者の確保、育成及び定着に配慮するとともに、自動車運転者等の賃金及び労働条件の改善について幅広く検討すること」、三項で「地域公共交通計画の作成に当たり、地方公共団体における組織体制の充実のための支援を強化すること」、五項で「ライドシェアは引き続き導入を認めないこと」、七項で「クリームスキミング規制について、必要に応じてその見直しを検討すること」など、本法案に対して交運労協が主張していた内容が盛り込まれている。

また、採決前段の質疑では、議員懇の道下大樹議員が、①地域公共団体における公共交通担当者の配置への国の支援、②地域協議会への公共交通従事者代表の参画、③地域旅客運送サービス継続事業におけるタクシー事業者への財政的支援、④現行クリームスキミング要件の見直し、⑤自家用有償旅客運送の対象拡大とライドシェア合法化、⑥独占禁止法特例法案の恒久化、⑦安定的な財源の確保、⑧バス運転者などの人材確保と賃金改善、など重要な論点について質問を行ったところである。

同法案は、今後、衆議院本会議における採決を経て、参議院に付託されるが、交運労協は、引き続き議員懇と連携を図りながら対応していくこととする。

以上

